



## 組合員の皆様

2015年10月23日

### 電子商取引（ペーパーレス）システム — essDOCS、Bolero、E-title

本回覧は、P&Iクラブの国際グループ（以下「グループ」）が電子商取引システム「e-title™ solution」を承認したことを組合員の皆様にお知らせするものです。2010年10月6日付の回覧でご案内したとおり、電子商取引（ペーパーレス）システムの下で行われた貨物輸送に関する責任については、2010年2月まで、グループを構成する全てのクラブのルールで、「通常」の書類（物理的に譲渡可能な紙の書類）ベースのシステムの下で行われていけば生じなかったであろうと判断される限り、てん補対象から明示的に除外されていました。

2010年2月20日以降は、このようなペーパーレスシステムの下で行われた貨物輸送に関する責任も、そのシステムがグループによって事前に承認されたものであることを条件に、てん補対象となっています。グループは最初に、旧 Electronic Shipping Solutions (ESS) で現 essDOCS Exchange Ltd（以下「essDOCS」）が管理する「バージョンDSUA 2013.1」と Bolero International Ltd.（以下「Bolero」）が管理する「Rulebook/Operating Procedures September 1999」という2つのシステムを承認しました。両システムの承認は、そのまま継続します。これらに加えて、E-Title Authority Pte Ltd.（以下「E-title」）が管理する電子商取引システム「e-title™ solution」が新たに承認されました。

e-title™ は権原移転に特化した堅牢な取引システムで、船会社、物流業者、貿易仲介業者が現在ウェブ上で提供しているサービスを補完するものです。このシステムは、船荷証券（B/L）や貨物運送状（waybill）のやり取りの電子化を促す法的枠組みにより、紙の船荷証券は不要になります。詳細は、E-titleのウェブサイト（[www.e-title.net](http://www.e-title.net)）をご参照ください。e-title™ solutionの利用および運用に関する法的文書は「Electronic Title User Agreement（バージョン1.2）」です。当該文書については、グループで詳細に検討されています。

貨物輸送に関するグループ・クラブのルールで、てん補対象外とされている項目については、当然 essDOCS（旧ESS） / Bolero / e-title™ でも紙ベースのシステム同様、引き続き対象外になります。当該てん補対象外に含まれるものは、運送契約で定められた港もしくは場所以外で荷揚げされた場合、先または後日付で電子文書・記録が作成・発行された場合、また譲渡可能な電子書類・記録の提示なく貨物が引き渡された場合が含まれます。これは、承認済みの電子商取引システムにおいては、当該電子商取引システムのルールに基づかない貨物の引渡しを意味します。

先に承認された電子商取引システムと同様、いずれかのシステムを利用されている場合は、利用状況の監視及びシステム向上のため、ご利用の際にお気づきの法律的及び実務的な利点・問題点等がございましたら、グループまでご連絡頂けたら幸甚でございます。

グループに所属する全クラブが同様の内容の回覧を発行しています。



Jeremy Grose  
Chief Executive  
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835  
E-mail: [jeremy.grose@ctplc.com](mailto:jeremy.grose@ctplc.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)